平成２８年（フ）第３５８号
東京都三鷹市牟礼５丁目10番21号梅沢荘103
債務者　鈴木　　豪
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月14日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１３３号
沖縄県沖縄市高原２丁目２番47号　シャトレK101
債務者　百谷　祐哉
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１９３４号
横浜市戸塚区原宿５丁目31番11―102号
債務者　富山　　充
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９４８号
横浜市泉区和泉町747番地の４
債務者　園田　貴子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９５９号
神奈川県高座郡寒川町岡田３丁目23番29号
マロンフォレストⅠ102
債務者　二見　豪一
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第２４０号
千葉県松戸市紙敷879番地１
破産者　有限会社島田鈑金
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２４１号
千葉県柏市新柏３丁目16番地２　アポロハイツ５号、開始決定書の住所千葉県松戸市八ケ崎２丁目17番地の34
破産者　島田　三男
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３８号
千葉県香取市八日市場1100―１―５
破産者　株式会社横浜フォームプロデュース
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２７年（フ）第３９号
千葉県香取市八日市場1100番地１　野田増田アパート５号
破産者　大江健一郎
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２８年（フ）第７５１号
東京都港区南青山４丁目14番５号
破産者　有限会社店舗計画
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７５２号
東京都港区西麻布１丁目８番13号
破産者　オージー株式会社
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７５３号
埼玉県ふじみ野市上福岡３丁目９―15
破産者　木下　　真
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７５６号
埼玉県富士見市ふじみ野西２丁目１―１　アイムふじみ野タワー東館1506
破産者　大塚　紀子
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３３７号
東京都渋谷区東２丁目16番10号
破産者　株式会社日本空気
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９号
茨城県水戸市笠原町978番25茨城県開発公社ビル
破産者　株式会社ＩＳ管理
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１９５号
埼玉県富士見市水谷東２丁目29番12号
破産者　有限会社ザック工芸
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２８７号
埼玉県坂戸市浅羽野３丁目９番９号スカイハイツ202号
破産者　株式会社イーワイプランニング
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２９９号
埼玉県ふじみ野市上福岡５丁目８番２号　リベラル上福岡101、商業登記簿上の本店所在地札幌市豊平区豊平三条２丁目１番地
破産者　株式会社デザイン工房
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６５号
千葉県八街市沖2322番地４
破産者　松井　勝芳
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部